平成２２年（フ）第５５号
福岡県田川郡香春町大字中津原2169番地
債務者　伊藤　安代
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２８号
熊本県八代市古城町2805番地３
債務者　直江　貴之
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第５４６号
宮崎市清武町大字今泉甲6519番地５
債務者　横山ユイ子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５７４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1657番地　黒木貸家３号室
債務者　竹原　哲哉
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５７５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1657番地　黒木貸家３号室
債務者　竹原　美貴（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９８号
宮崎市柳丸町388番地１　柳丸コーポ南棟101号
債務者　外山　勝一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２号
宮崎県えびの市大字栗下1168番地11　市営住宅　永山第３団地42号、前住所宮崎県えびの市大字島内1496番地２
債務者　谷山　陽祐
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２４号
鹿児島県奄美市名瀬大字小湊102番地２
債務者　井田　加代（旧姓清原）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２９号
鹿児島県奄美市名瀬永田町20番50―14号
債務者　宮原　政英
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第４３号
鹿児島県垂水市市木12番地２　市住元垂水１―304
債務者　直江真由美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第８号
岩手県釜石市小川町５丁目６番36号
債務者　佐藤　　信
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第４１号
長野県上田市築地346番地１　コーポフルハウスⅠ―106号、前住所長野県安曇野市豊科5288番地13　パークプラザ201
債務者　仁科　勝宏
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５０号
長野県上田市五加897番地９　五加ハイツ103号
債務者　竹内　宏一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５８号
長野県上田市常田２丁目22番34号　細田アパートホ号
債務者　横山　辰男
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１１５号
兵庫県明石市大久保町西脇539―111、旧住所兵庫県明石市大久保町福田３丁目１―24―609
債務者　宮崎　一浩
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
神戸市西区伊川谷町有瀬143番地の２　県住２―801号
債務者　竹中　弘至
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
埼玉県川口市朝日３丁目16番14―409号　朝日高層市営住宅
債務者　野尻　　宏
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係